

## 論説

# ぐ犯少年の実態と保護

矢 作 由 美 子

- I はじめに
- II ぐ犯少年の意義と処理
- III 統計によるぐ犯の分析
- IV 補導人員のぐ犯事由別の推移
- V 保護観察処分少年の不良措置（家裁への通告）
- VI 聞き取り調査を踏まえた考察
- おわりに

## I はじめに

警察等関係機関は、学校や地域の諸機関と一体となって街頭補導活動や相談活動を実施している。それが少年非行の防止に重要であることは周知の事実である。ぐ犯少年の発見については、警察の街頭補導活動の中でなされることが多いと考えられてきた。しかし近年、街を歩いてみると、居場所のない少年たちが、自らの居場所を求めて深夜の街を徘徊し、公園やコンビニ等でたむろしている姿は、ほとんど目にしなくなった。では、今はどこに消えたのか。

ぐ犯少年の補導人員の推移をみると、2013（平成23）年以降は、ほぼ1100人前後で推移している。平成20年から平成29年までの「不良行為少年の態

様別補導人員」をみると、その内、態様別で最も多い「深夜徘徊」は、平成20年の732,838人から、平成29年は270,667人と減少している。2001年の警察白書で紹介した、「ぐ犯事由」の事例では、・・「③・・ストリップ劇場への出入り」を対象とし、「④・・繁華街をはいはいしながら少女等を誘って不純異性交遊を繰り返すこと」とあるが、近年、繁華街を徘徊する少年の姿は減り続けている。他の不良行為に該当する「暴走行為、怠学、不良交友、金品不正要求など」も同様に、減少傾向が続いている。なかでも、大勢が検挙されるリスクが高い暴走族は姿を消えつつある。

逆に、SNSの普及により、高性能なツールを小学生で既に入手している場合が多く、容易に無料のアダルトサイト等を見ることが出来る少年は増えている。まさに、少年たちの関心は、外に現れない興奮と快楽をもたらす遊び（ネット依存等）へと大きく変わったといえる。その結果、補導人員が増えた態様項目は、「性的いたずら」（H20年149人／H29年231人）と、「不健全娯楽」（H20年8,262人／H29年16,863人）といった変化がみられる。

しかし、ぐ犯少年の場合は、その広い概念にもかかわらず、時代の変化とともに、減少傾向が続いていて、件数そのものが少なくなっている。その為、一般に、その実態が十分把握されているとはいいいがたい。該当する少年の数が少ないことから、実際に少年と関わっている児童福祉施設や少年院を訪問しても、数%といった状況で説明を受けていても取り立てて、ぐ犯少年に特化した話はなく、実態がよく見えてこない。従って、量的調査よりも質的調査が適しているといえるが、その為に、ぐ犯少年の調査研究はより難しくなっている。

ぐ犯少年についての論文を検索すると、保護の必要な女子が、ぐ犯の段階で多数、少年院に収容されていた時代がある。その時代には、家裁調査官や少年矯正に携わる実務家が、活発にぐ犯について研究報告をしていた。その代表が家裁調査官の速水洋（1987）が書いた「虞犯の典型的事例（女子家出少年の場合）」や、小川三千男他（1994）の「家出を通して見た家族関係-女子少年のぐ犯事件に見られる家出を中心に」、宮下智允「女子少年のぐ犯事件を考える-売春女子少年の鑑別事例から-」などいくつも検索できる。また、後藤弘子の実態調査研究（1987）や、田中勤（2009）の「繁華街街頭におい

て少年たちに聞き取り調査を行った」研究のように、研究者が自ら当事者と接して生の声を聴き、ぐ犯傾向などの聞き取り調査を行ったものが、極少数ながら見受けられる<sup>(1)</sup>。

本論文では、まず、近時のぐ犯少年について警察・司法統計資料に基づき、その変化をみていく。警察統計から、ぐ犯少年の補導、警察から児童相談所へのぐ犯通告、警察から家庭裁判所へのぐ犯送致などの実態を明らかにする。そして、それぞれの段階での課題を提示する。たとえば、ぐ犯少年の「警察から児童相談所」への通告数と、「警察から家庭裁判所」への送致数では、大きな差が見られる。児童相談所も虐待対応が中心になっているだけに、非行少年に対しては、十分な対応が今、難しくなっている。児童相談所の現場では、虐待>非行>家庭環境（引き取り拒否等）の優先順位で対応しているのが現状である。

そして、保護観察処分少年の不良措置制度の「ぐ犯通告」の現状を踏まえて、家裁へのぐ犯少年の判断基準設定に関する課題を顕在化させたい。結論としては、以上のような状況を踏まえて、被害者保護の観点をもふまえて、ぐ犯少年への介入を今まで以上に積極的に行うことの意義を示し、それを正当化する論拠を示す。

## Ⅱ ゑ犯少年の意義と処理

### (1) ゑ犯少年の意義

わが国の少年法は、第1条において「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」とうたっている。そこでは、少年が犯罪行為や触法行為に陥らないように予防するということも含まれている。また、少年審判に附す対象は、犯罪少年と触法少年には限られず、ぐ犯少年を含んでいる。大正少年法においても、ぐ犯少年を対象にしていたが、現行少年法が制定された時、家庭裁判所におけるぐ

犯の恣意的認定を避けるために、ぐ犯事由が規定されたことは周知のとおりである。

現行少年法は、第3条1項3号において、「将来、罪を犯し、又は、刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年」を審判に附すべき少年としている。この様な「非行のある少年」を早期に発見して保護するのは、「国親思想・パターンリズム」に基づいている。パターンリズムは「親に代わって国家が子どもの成長発達権を保障する」形で行われるため、「国親思想」に基礎を置く。パターンリズムによる非行のある少年への「介入」は、少年の最善の利益のために行われなければならない。

本人にとっての「最善の利益」とは、保護処分を受けて「将来犯罪者にならないこと」であり、この利益には、少年の再犯を防止するという「社会にとっての利益」も含まれている。非行のある少年については、原則として「刑罰」で対処するのではなく、教育・福祉的な観点から教育的なアプローチで処遇することを基本としている。

筆者は、パターンリズムによって積極的な「介入」が必要と判断された場合は、国親思想に基づき「介入」し教育することで、将来の危険性を軽減し、社会をより安全にしていこうという考え方に立つ。この立場からは、不良行為少年をも補導の対象にしていることは、肯定されることになる。

少年の問題行動が多様化し、その原因が複雑化する中で、警察の段階では、単なる不良行為少年（少年警察活動規則第2条第6号）として補導だけで終るのか、あるいは、ぐ犯事案として送致するのかは、区別しがたい部分がある。他方、警察は、児童虐待を通じて児童相談所と連携を強化しており、警察からの非行相談も増えている。それに対して、虐待対応で精一杯の児童相談所では、非行事案の処理に十分に対応できなくなっている。

ぐ犯少年を家裁へ送致できる機関では、ぐ犯事案にする為には、ぐ犯事由があった上で、ぐ犯性と要保護性が必要である。それらの3つの要件がそろって、ぐ犯認定された事案に限って、家庭裁判所は審判の対象にしている。以前は、家庭裁判所におけるぐ犯性の認定は甘かったので、多くの事案がぐ犯少年として認定され、保護処分に附されていた。しかし、現在の家庭裁判所では、少年審判手続での司法的機能を重視する傾向、つまり刑事裁判化の

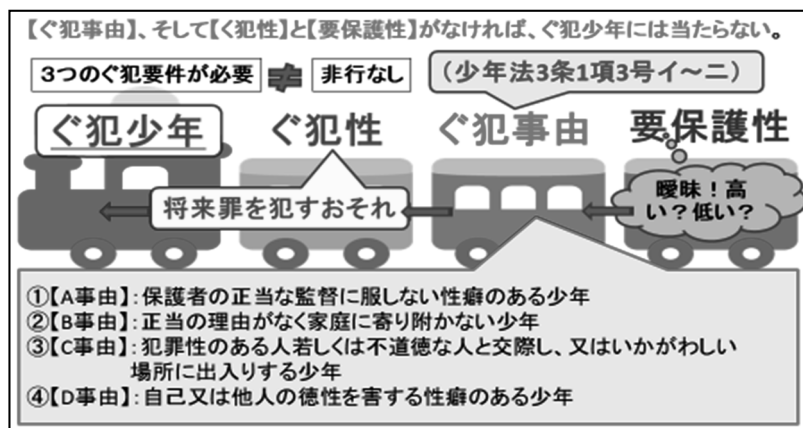
傾向が見られる。少年法を刑事法の延長で考える研究者や、少年の付添人弁護士等からは、「ぐ犯の範囲は不当に広汎に及ぶおそれがあるので、ぐ犯に該当するか否かについては厳格に判断する必要がある。」といった考えが出されている<sup>2)</sup>。

その意見を斟酌して、家庭裁判所の裁判官は、人権保障的見地から、ぐ犯性の認定の際には、将来の一定の犯罪行為や触法行為の類型的な予測の証明を求めるようになっている。その為、家庭裁判所の裁判官は、「将来における具体的な犯罪行為や触法行為の虞」の認定ができない事案では、保護処分を附さなくなった。つまり、厳格に証明できるに足るだけのぐ犯要件がそろわなければならないとした画一的・形式的な立場に立ち、保護的教育的処遇から、単なる司法的処置へと向かいつつある。

こうした動きを敏感にとらえた、警察、児童相談所は、ぐ犯少年の判断基準の要件の一つであるぐ犯性の立証が出来きなければ、家庭裁判所への送致を躊躇するようになっている。その結果、警察から家庭裁判所への送致人員の数は、伸び悩んだままである。そこで警察は、非行のある少年を発見しても、不良行為少年として補導し、注意にとどめることになる。度重なる補導歴があつて、年齢も高くなり、非行深度が進んだ少年でも、家庭裁判所にはぐ犯として送致せずに、児童相談所に通告することが増えているといった現状になる。その通告を受けた児童相談所からは、「その様な少年なら警察から家裁送致して欲しい」といった声があがっている。今は、不良行為少年としての補導の限界を超えた事案や、家庭環境が複雑な事案が多く、これらの事案では、関係機関が連携協力して少年の保護環境を整える必要がある。だからこそ、これらの要保護性が高い事案では、少年にとって最善の利益の見地から、ぐ犯事案としての処理は重要である。

## (2) ぐ犯少年の処理と処理基準

図1 ぐ犯概念の構造図



ぐ犯少年の処理については、ぐ犯少年を発見した警察官等は、少年が14歳未満の場合は、児童通告書により児童相談所に通告することとされている（規則33I③）。また、ぐ犯少年が14歳以上18歳未満の場合は、①児童相談所に通告するか（児童福祉法第25条）、あるいは、②児童相談所が福祉的な措置では指導が困難で、審判に附すべきと判断した場合は、家庭裁判所に送致する（児童福祉法第27条第1項4号）かのいずれかになる。なお、ぐ犯少年が18・19歳の場合は、家庭裁判所に送致される。

図1に示すように、ぐ犯少年の判断基準は、3つの要件が連結するようにそろっていなければならない。その3つの要件とは、以下の「ぐ犯事由」、「真犯性」（将来罪を犯すおそれ）、そして、「要保護性」という不明確な概念を含んでいる。

まず、要件の1つである「ぐ犯事由」とは、少年法3条1項3号イ、ロ、ハ、ニのいずれかであり、その一つ以上に該当することが要件になる。

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること

ロ 正当な理由がなく家庭に寄り附かないこと

ハ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること

ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること

上記のイ【A 事由】～ニ【D 事由】の4つは、複合的で、幾重にも重っている場合が多い。

そして、2 つ目の要件となる「ぐ犯性」の程度については、不明確な部分がある。「く犯性」の立証は、厳格な証明を要することとなるため、少年の性格や環境に照らして、将来、ある程度具体的な犯罪行為又は触法行為をする虞があると予測できるだけの「ぐ犯事由」がなければならない。かつ、「ぐ犯性」（・・・どういうわけだから、こういう犯罪を犯すおそれがある）を、立証をしなければならない。その点について、元判事の廣瀬は、「経験則に基づく高度な蓋然性が要求されている。・・・ぐ犯性は、予測の問題であるので、一定の犯罪の類型的な予測までできれば人権保障上の要請も満たすと思われる」（廣瀬, p.117）と述べている。しかし、「一定の犯罪の類型的な予測まで」となると、「ぐ犯性」の立証はハードルが高いといえる。

3 番目の要件となるのが「要保護性」である。なぜ、少年は問題行動を起こしたのか、その少年の根っこの部分を揺さぶらない限りみえこない。その為、要保護性については、緊急性の有無や、補導歴・問題行動歴の回数、要保護性の高低などの判断基準が必要となる。しかし、それだけでは、不明確な部分があるため、さらに、十分な調査（①少年の非行歴、②少年の性格、行状、③保護者の監護態度あるいは監護能力等）が必要となってくる。要保護性の程度（高・低）に応じて、裁判官は、児童福祉施設にするか、少年矯正施設にするのかといった処遇判断をするので、要保護性については十分な調査が必要になる。

### (3) ぐ犯調査

ぐ犯調査は、少年法 6 条、41 条、及び、児童福祉法 25 条に基づく措置に資することを念頭に置いている。そして、少年警察活動規則第 29 条の規定に基づき、事件の事実、原因及び動機のほか、当該少年の性格、行状、経歴、教育程度及び家庭や、学校又は職場の状況、交友関係、住居地の環境、少年へのボランティアの有無等について調査を行っている。

ぐ犯調査が少年警察活動規則に盛り込まれたのは、2007 年改正少年法案の段階で、第 6 条の 2、同第 6 条の 6 から、ぐ犯少年の調査規定が削除されことに端を発している。当初の法案では、「ぐ犯少年である疑いのある者」に対する警察官の調査権限を認める条項の規定が盛り込まれていたが、警察官のぐ犯の調査権限の及ぶ範囲が不明確であることや、取り扱い上の問題点など（石川、p.37）、対象の範囲が過度に拡大することへの懸念や指摘が数多く寄せられたために、削除となったのである。

その結果を受けて、警察庁は、少年警察活動規則の一部を改正する規則案を出し、同規則第三章第三節に「ぐ犯調査」の規定をおいた<sup>(2)</sup>。それと同時に、ぐ犯調査への問題点を考慮して、「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（乙生発第 7 号平成 19 年 10 月 31 日警察庁次長）を発出している。その通達では、規則第 13 条第 1 項の規定に基づき、「非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとる」といった内容が盛り込まれている。

また、同通達において、「ぐ犯調査」の基本としては、「ぐ犯少年を発見した場合は 少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない（規則第 27 条第 1 項。）」としている。警察が行うぐ犯事案に対する調査活動については、その後のぐ犯少年の措置を考えると重要な意味をもつといえる。それだけに、警察のぐ犯調査については、「調査主任官等」（少年警察活動規程を参照）を配置し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するなど、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置いて、少年の健全育成と保護、教育を主眼において当たらなければならないとされている。

### Ⅲ 統計によるぐ犯の分析

#### （１）ぐ犯少年の補導人員推移



図2 ぐ犯少年 補導人員（人数）

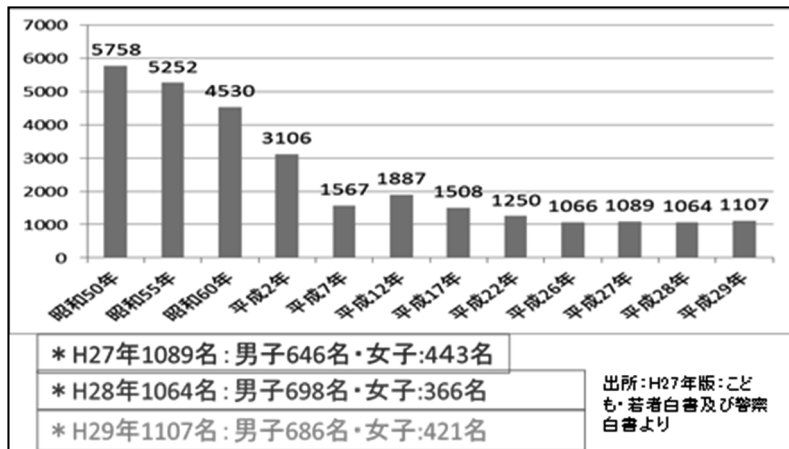


図2に示すように、ぐ犯少年の補導人員の推移をみると、戦後、非行のピークはいくつかある。その中で、非行少年の第一のピークは、戦災による荒廃と占領の時代であった。警察庁が統計を取り始めた1951（昭和26）年、ぐ犯少年の補導人員は、21,720人と多かった。そして、第二のピークといわれる東京オリンピックがあった1964年（昭和39年）は、11,720人で、翌（昭和40）年は、13,032人と増加している。その後、高度成長期といわれた昭和40年代中盤までは、1万人台で推移していた。しかし、昭和50年代以降、経済が低成長期に入り、第3のピークといわれる1983年（昭和58年）のぐ犯少年の補導人員件数は、5,195件にまで減少している。そして、青少年人口が減少し始めた1993（平成5）年以降をみていくと、1,000人台まで減少し、1995（平成7）年が1,567人、2000（平成12）年が1,887人と、一時増えた年もあったが、2013（平成23）年以降は、1,100人前後をほぼ横ばいで推移している。

ここ3年間の男・女別の推移をみると、概ね、男子6：女子4の割合で推移している。2015（平成27）年は、男子が646人（59.3%）、女子が443

人（40.7%）だった。2016（平成28）年は、男子が698人（65.6%）、女子が366人（34.4%）で、2017（平成29）年は、男子が686人（62.0%）、女子が421人（48.0%）だった。平成29年度の総数（1,150人）をみると、前年度より43人増加し、男子は、12人減少しているが、女子は、55人と増えている（前年度より約12%増加）。以下で2015年と2016年のぐ犯の特徴の推移の変化を、詳しくみていく。

## （2）ぐ犯少年の男女別・学識・年齢別の特徴

### 1 警察から児童相談所への通告

表1 2015（平成27）年の児童相談所への通告 ～ぐ犯少年の学識別・年齢別（通告人員）

| ぐ犯：児童相談所への通告                                |              |               |               |              | 学 齢 別(N=975)  |               |              |              |             |
|---------------------------------------------|--------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
|                                             | 総数           | 小学生           | 中学生           | 高校生          | その他の学生        | 有職少年          | 無職少年         |              |             |
| 女子                                          | 382<br>(100) | 25<br>(6.5)   | 235<br>(61.5) | 77<br>(20.2) | 0             | 8<br>(2.1)    | 37<br>(9.7)  |              |             |
| 男子                                          | 593<br>(100) | 104<br>(17.5) | 393<br>(66.3) | 65<br>(11.0) | 2<br>(0.3)    | 9<br>(1.5)    | 20<br>(3.4)  |              |             |
| ぐ犯：児童相談所への通告                                |              |               |               |              | 年 齢 別(N=975)  |               |              |              |             |
|                                             | 総数           | 10歳以下         | 11歳           | 12歳          | 13歳           | 14歳           | 15歳          | 16歳          | 17歳         |
| 女子                                          | 382<br>(100) | 7<br>(1.8)    | 7<br>(1.8)    | 24<br>(6.3)  | 76<br>(19.9)  | 111<br>(29.0) | 56<br>(14.7) | 64<br>(16.8) | 37<br>(9.7) |
| 男子                                          | 593<br>(100) | 39<br>(6.6)   | 39<br>(6.6)   | 56<br>(9.4)  | 139<br>(23.4) | 173<br>(29.2) | 77<br>(13.0) | 48<br>(8.1)  | 22<br>(3.7) |
| 出所：警察庁少年課「平成27年度中における少年の捕達及び保護の概況」資料56、133頁 |              |               |               |              |               |               |              |              |             |

表 2 2016（平成 28 年）の児童相談所への通告 ～ぐ犯少年の学識別・年齢別（通告人員）

| ぐ犯：児童相談所への通告                                |              |              |               |               | 学 齢 別 (N=971) |               |               |              |              |
|---------------------------------------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
|                                             | 総数<br>971名   | 小学生          | 中学生           | 高校生           | その他の<br>学生    | 有職少年          | 無職少年          |              |              |
| 女子                                          | 325<br>(100) | 29<br>(8.9)  | 174<br>(53.5) | 82<br>(25.2)  | 3<br>(0.9)    | 9<br>(2.8)    | 28<br>(8.6)   |              |              |
| 男子                                          | 646<br>(100) | 98<br>(15.1) | 408<br>(63.1) | 111<br>(17.2) | 1<br>(0.2)    | 6<br>(0.9)    | 22<br>(3.4)   |              |              |
| ぐ犯：児童相談所への通告                                |              |              |               |               | 年 齢 別 (N=971) |               |               |              |              |
|                                             | 総数<br>971名   | 10歳以下        | 11歳           | 12歳           | 13歳           | 14歳           | 15歳           | 16歳          | 17歳          |
| 女子                                          | 325<br>(100) | 17<br>(5.2)  | 8<br>(2.5)    | 17<br>(5.2)   | 39<br>(12.0)  | 85<br>(26.2)  | 68<br>(20.9)  | 57<br>(17.5) | 34<br>(10.5) |
| 男子                                          | 646<br>(100) | 43<br>(6.7)  | 30<br>(4.6)   | 62<br>(9.6)   | 162<br>(25.0) | 151<br>(29.2) | 107<br>(16.6) | 59<br>(9.1)  | 32<br>(5.0)  |
| 出所：警察庁少年課「平成28年度中における少年の補導及び保護の概況」資料56、133頁 |              |              |               |               |               |               |               |              |              |

表 1 は「2015（平成 27）年版」、表 2 は「2016（平成 28）年版」のぐ犯少年の「児童相談所への通告」を「学識別・年齢別」に示したものである。ただし、児童福祉施設なので、18 歳未満となる。

2015（平成 27）年度からみていく。2015 年に少年を補導した総数は 1,089 人（男子 646 人、女子 443 人）で、その後、「警察が児童相談所へ通告」した総数は、975 人で、男子が 593 人、女子が 382 人だった。ちなみに、この年の「家裁への送致」は、総数 114 人（男子 53 人、女子 61 人）と、「女子」の方が多い。

2015 年度の「児童相談所への通告」された「男女別・学識別」をみると、「男子」は、中学生 393 人（66.3%）、小学生 104 人（17.5%）、高校生 65 人（11.0%）・・・の順で、「女子」は、中学生 235 人（61.5%）、高校生 77 人（20.2%）、無職 37 人（9.7%）・・・の順となっている。

「年齢別」の広がりで見ると、「男・女」とともに、14 歳、13 歳の割合が高くなっている。まず、「11 歳以下」の男子が 78 人（13.2%）、女子 14 名（3.6%）と、早期発見できた低年齢層の児童が一定数の割合でいる。その広がりで見

ていくと、「男子」は、14歳、13歳、15歳、12歳の順で、“ばらつき”がみられるが、「女子」の場合は、14歳、13歳、16歳、15歳と年齢側へと広がっている。

続いて、2016年度の「警察から児童相談所への通告」をした総数は、971人で、「男子」が646人で、「女子」が325人と、前年度より、男子が53人増え、女子が57人減少している。

2016（平成28）年度の「学齢別」にみると、「男子」は、小・中学生の割合が高いといえる。その割合をみると、中学生（63.1%）、高校生（17.2%）、小学生（15.1%）の順となっているが、特に、「男子高校生」が前年度に比べ増えている。

「女子」は、中学生（53.5%）、高校生（25.2%）、小学生（8.9%）の順だった。特徴としては、無職の女子（8.6%）を抜いて、「女子の小学生」が前年度より、29人（8.9%）と増加していた。特に、女子は、「高校生」、「有職の女子」、「無職の女子」の割合が高いことから、被害者保護の観点から扱われたケースも含まれていると考える。

次に、「年齢別」でみていくと、男子は、14歳、13歳、15歳、12歳の順で、女子は、14歳、15歳、16歳、13歳の順となっている。

「男・女」の違いでいえば、女子の比率が高いのが、「15歳」の女子（20.9%）、「16歳」の女子（17.5%）、「17歳」の女子（10.5%）で、男子より高くなっている（15歳男（16.6%）、16歳男（9.1%）、17歳男（5.0%））。

特に、「15歳の女子」の割合が20.9%とあがり、前年度（14.7%）よりも、6.2%上昇している。さらに、注視すべき点は、「11歳以下」で、男子が73人（11.3%）、女子が25人（7.7%）いる。女子は、前年度よりも11人（3.1%）増えている。さらに、「女子」の「10歳以下」が17人おり、その内訳は、「8歳6人」、「9歳5人」、「10歳6人」で、前年度より10人程増えている。人数的には、まだ少ないが「10歳以下」の女子が増えている状況を考えると、低年齢層まで広がった感は否めない。

## 2 警察からの家庭裁判所への送致

表 3 平成 27 年度の家庭裁判所への（ぐ犯）送致

| 家庭裁判所への送致 ぐ犯少年【学職別】 総数 N=114 |             |              |              |              |              |             |              |
|------------------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
|                              | 総数          | 中学生          | 高校生          | 大学生          | その他学生        | 有職少年        | 無職少年         |
| 女子                           | 61<br>(100) | 17<br>(27.9) | 11<br>(18.0) | 0            | 0            | 2<br>(3.3)  | 31<br>(50.8) |
| 男子                           | 53<br>(100) | 21<br>(39.7) | 13<br>(24.5) | 0            | 1<br>(1.9)   | 4<br>(7.5)  | 14<br>(26.4) |
| 家庭裁判所への送致 ぐ犯少年【年齢別】          |             |              |              |              |              |             |              |
|                              | 総数          | 14歳          | 15歳          | 16歳          | 17歳          | 18歳         | 19歳          |
| 女子                           | 61<br>(100) | 14<br>(23.0) | 4<br>(6.6)   | 21<br>(34.4) | 21<br>(34.4) | 1<br>(1.6)  | 0            |
| 男子                           | 53<br>(100) | 17<br>(32.0) | 9<br>(17.0)  | 11<br>(20.8) | 9<br>(17.0)  | 6<br>(11.3) | 1<br>(1.9)   |

出所：警察庁少年課「平成27年度中における少年の補導及び保護の概況」(133頁)

表 4 平成 28 年の家庭裁判所への（ぐ犯）送致

| 家庭裁判所への送致 ぐ犯少年【学職別】 総数 N=93 |             |              |              |              |              |             |              |
|-----------------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
|                             | 総数:93       | 中学生          | 高校生          | 大学生          | その他学生        | 有職少年        | 無職少年         |
| 女子                          | 41<br>(100) | 10<br>(24.0) | 12<br>(29.0) | 0            | 1<br>(2.4)   | 1<br>(2.4)  | 17<br>(41.0) |
| 男子                          | 52<br>(100) | 18<br>(34.6) | 20<br>(38.4) | 0            | 2<br>(3.8)   | 4<br>(7.7)  | 8<br>(15.4)  |
| 家庭裁判所への送致 ぐ犯少年【年齢別】         |             |              |              |              |              |             |              |
|                             | 総数:93名      | 14歳          | 15歳          | 16歳          | 17歳          | 18歳         | 19歳          |
| 女子                          | 41<br>(100) | 7<br>(17.0)  | 7<br>(17.0)  | 12<br>(29.3) | 12<br>(29.3) | 1<br>(2.4)  | 2<br>(4.9)   |
| 男子                          | 52<br>(100) | 15<br>(29.0) | 9<br>(17.3)  | 11<br>(21.2) | 7<br>(13.5)  | 6<br>(11.5) | 4<br>(7.7)   |

出所：警察庁少年課「平成28年度中における少年の補導及び保護の概況」(133頁)

表 3 は、2015（平成 27）年度中の「警察から家庭裁判所への送致人員」を示したものである。その総数は 114 人で、男子が 53 人、女子が 61 人となっている。

続いて、表 4 は、平成 28 年度中の「警察から家庭裁判所への送致人員」を示したもので、総数は、93 人で、前年度より 21 人減っている。

まず、総数の変化からみると、2015（平成 27）年は女子が多く、2016（平成 28）年は、男子が多い。特に家出が増えている。

「学齢別」でみると、最も割合が高いのは、「女子・無職」で、2015 年は、31 人（50.8%）が「警察から家裁に送致」されている。その数をみると、「女子」の場合、「18 歳～19 歳」は、2015 年が 1 人、2016 年が 3 人と少ない。それに比べ、中学卒業後、早い段階で高校中退を含めた、「無職女子」が、児童相談所経由でなく、「警察から家裁へ送致」されている点が浮かび上がってくる。

「学齢別」の変化でいえば、2015 年は、男・女とも「中学生」の割合が高かい（男子：39.7%，女子：27.9%）。続いて、「男子高校生」が、13 人（24.5%）で、「女子高校生」が 11 人（18.0%）が、警察から家裁に送致されている。

それが、2016 年をみると、「男・女」とも「高校生」の割合が高かくなっている。「男子高校生」が、20 人（38.4%）、「女子高校生」が 12 人（29.0%）で、「中学生」は、「男子」が、18 人（34.6%）、「女子中学生」が、10 人（24.0%）だった。

「年齢別」にみると、「男子」は、「14 歳」（2015 年 32.0%，2016 年 29.0%）が最も高く、次が「16 歳」（2015 年 20.8%，2016 年 21.2%）の男子少年が「警察から家裁に送致」され、「女子」は、「16 歳・17 歳」（2015 年 34.4%，2016 年 29.3%）と、学年が上にいくほど割合が高い傾向にある。

2016 年の特徴でいえば、「警察から家裁へ送致」された「無職女子」が 17 人（41.0%）と、前年度より、割合が減った分、「女子高校生」の割合が、前年度より 11%も増えている。

まさに、「JK」に象徴される「女子高生」は健在というところだろうか。「家出」が増え、「不純異性交遊」の状況にある少女を、ぐ犯少年として、警察から児童相談所を経由せず、直接、家裁へ送致したことになる。その事案の中には、人身取引事犯の被害者も含まれており、ぐ犯性の立証が難しい中、できると判断した事案といえる。昨今の AV 被害や、売春、薬物への接触など、今、断ち切らなくてはならないと必要な判断をした人身取引事犯の被害

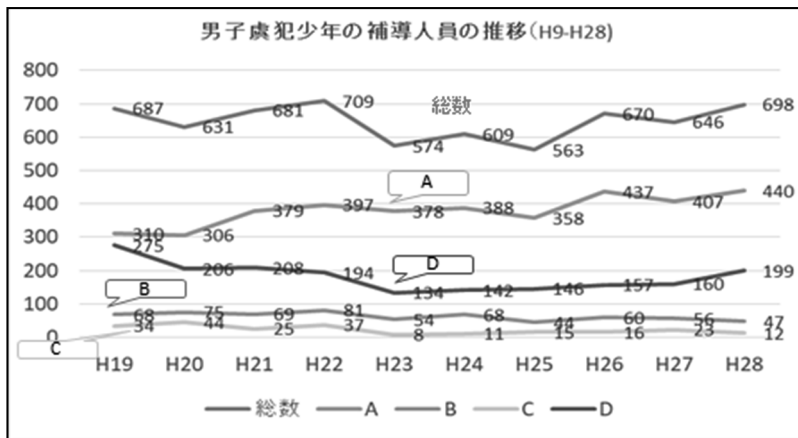
者の中にも、ぐ犯送致した事案があることは間違いなく、少年の被害者保護と教育の観点からもその対応の意義は大である。

## IV 補導人員のぐ犯事由別の推移

### (1) 男女別・ぐ犯事由別補導人員の推移

図3と図4は、平成19(2009)年から平成28(2016)年までの「男女別・事由別補導人員」の推移である。ぐ犯事由別では、【A事由】が、「保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年」，【B事由】が、「正当な理由がなく家庭に寄り附かない少年」，【C事由】が、「犯罪性のある人若しくは不道德な人との交際し、又はいかがわしい場所に出入りする少年(例えば、暴力団員等の仲間に入ったり、これらの仲間と交際して、いかがわし場への出入り)」，【D事由】が、「自己又は他人の特性を害する行為をする性癖のある少年(例えば、みだらな行為を自ら行い、あるいは、性的いたずらなど、または他人に強いるなど)」である。

図3 男子のぐ犯事由別補導人員の推移



まず、図3の「男子」の「ぐ犯事由別補導人員」の推移からみていく。総数を見ると、「男子」は、概ね、600人から700人の間で推移している。「事由別」にみると、「A事由」と「D事由」が上昇していることが分かる。まず、【A事由】の「保護者の正当な監督に服しない」男子は、2009年は、310人だったが、緩やかに上昇傾向を続け、2016（平成28）年は440人と、120人増えている。

続いて、【D事由】の「自己又は他人の徳性を害する」は、2014（平成26）年頃から上昇に転じ、2015（平成27）年が160人、2016（平成28）年が199人と上昇を続けている。

【B事由】の「正当な理由がなく家庭に寄りつかない」は、60人前後で推移していたが、2016年は、47人となっている。

【C事由】の「不道徳な人とのつきあい、出入り」は、12人と、ゆるやかに減少傾向が続いている。

図4 女子のぐ犯事由別補導人員の推移

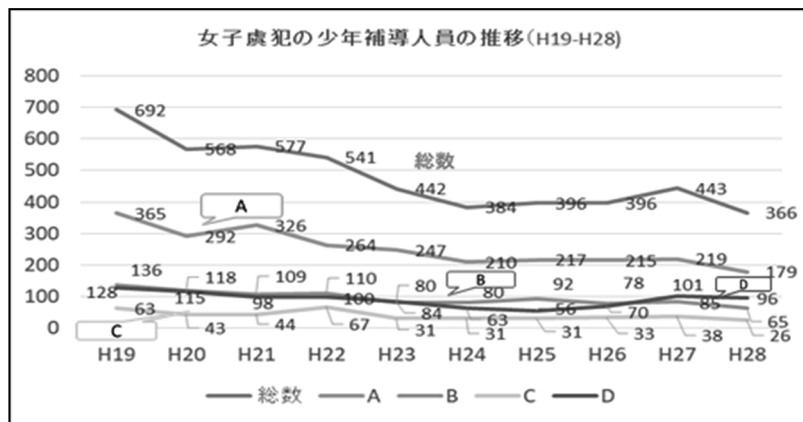


図4は、女子の「ぐ犯別事由別」の推移である。総数を見ると、2007（平成19）年は、692人だったが、平成24（2012）年以降は、概ね400人前後



で推移してきたが、2016（平成 28）年には、366 人に減り、約この 10 年で、女子の総数は、半減している。

「事由別」にみると、【A 事由】の「保護者の正当な監督に服しない」女子は、2009（平成 21）年は、365 人だったが、それ以降は、減少傾向が続く、2016 年は 179 人と、10 年間で半減している。

また、【B 事由】の「正当な理由がなく家庭に寄りつかない」と、【C 事由】の「不道徳な人とのつきあい、出入り」とともに、この 10 年で半減している。ただし、【D 事由】の「自己又は他人の徳性を害する」は、平成 25 年に、56 人まで減少していたが、その後、緩やかに増え、2015 年には、101 人と上昇に転じたが、2016 年は、96 人と若干、減少している。

女子のぐ犯補導人員の全体をみると、【D 事由】以外は、半減しており、果たして、この状況が現状を捉えた結果といえるかは疑問が残る。

## （２）警察から児童相談所へのぐ犯通告（男女別×ぐ犯事由別）

表 5 平成 27・28 年度の警察から児童相談所へのぐ犯通告（男女別・ぐ犯事由別）

| 児童相談所への通告：* 虞犯事由別（・H27N=975 ・H28N=971） |              |              |               |               |              |              |             |             |               |               |
|----------------------------------------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------------|---------------|
|                                        | H27          | H28          | ①A            |               | ②B           |              | ③C          |             | ④D            |               |
| 総数                                     | 975          | 971          | H27           | H28           | H27          | H28          | H27         | H28         | H27           | H28           |
| 女子                                     | 382<br>(100) | 325<br>(100) | 195<br>(51.0) | 168<br>(51.7) | 77<br>(20.2) | 56<br>(17.2) | 26<br>(6.8) | 18<br>(5.5) | 84<br>(22.0)  | 83<br>(25.5)  |
| 男子                                     | 593<br>(100) | 646<br>(100) | 383<br>(64.4) | 420<br>(65.0) | 48<br>(8.1)  | 38<br>(5.9)  | 16<br>(2.7) | 9<br>(1.4)  | 146<br>(24.6) | 179<br>(27.7) |

①A: 保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年  
 ②B: 正当の理由がなく家庭に寄り附かない少年  
 ③C: 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に出入りする少年  
 ④D: 自己又は他人の徳性を害する性癖のある少年  
 \* 警察庁少年課「平成27・H28年度中における少年の補導及び保護の概況」  
 ぐ犯少年学識別・年齢別送致(通告)人員133頁

表 5 は警察から児童相談所への通告状況を年度別に見たものである。まず、2015（平成 27）年度中の「警察から児童相談所へのぐ犯通告」の「男女別

・事由別」をみると、総数は、975人で、男子が593人、女子が382人と、男子が多い。ただし、事由別の割合でみていくと男女の違いが鮮明に見えてくる。

【①A 事由】の「保護者の正当な監督に服しない」，「男子」は、383人（64.4%）で、「女子」の195人（51.0%）より、男子が13.6%高くなっている。

【②B 事由】では、「正当な理由がなく家庭に寄りつかない」女子が、77人（20.2%）で、「男子」が48人（8.1%）で、女子が10.1%高い。

【③C 事由】の「不道徳な人とのつきあい、出入り」では、「女子」が26人（6.8%）で、「男子」が16人（2.7%）と、も女子が4.1%高くなっている。

【④D 事由】の「自己又は他人の徳性を害する」では、「男子」が146人（24.6%）」で、「女子」が、84人（22.05%）と、男子がわずかながら高くなっている。

全体的には、2015年の、【A 事由】と【D 事由】を合わせてみると、「男子」が89.0%で、「女子」が73.0%と、占める割合が大きい。

特に、「女子」の特徴でいえば、【B 事由】と【C 事由】で、男子より比率が高い状況は続いている。

続いて、「2016（平成28）年度中の児童相談所へのぐ犯通告（男女別・ぐ犯事由別）」をみると、総数は、971人で、「男子」が646人、「女子」が325人と、昨年より若干減っている。

事由別の内訳をみると、【①A 事由】は、「男子」が420人（65%）で、「女子」が168人（51.7%）と、「男子」の割合が、13.3%高くなっている。前年度と概ね変化は見られない。

【②B 事由】は、「男子」が38人（5.9%）で、「女子」が56人（17.2%）と、「女子」が、11.3%と、前年度よりわずかながら女子が高くなっている。

【③C 事由】は、「男子」が9人（1.4%）で、「女子」が18人（5.5%）と「女子」の方が4.1%ほど高くなっている。

【④D 事由】は、「男子」が179人（27.7%）で、「女子」が83人（25.5%）と、「男子」の方が若干高くなっている。

全体的にみると前年度と、大きな変化はみられない。2016 年の特徴としては、【④D 事由】の「自己又は他人の特性を害する少年」の割合は、前年度に比べ、「男・女」とともに、約 3%程度あがっていることは注視すべき点といえる。

### (3) 警察から家庭裁判所へのぐ犯通告（男女別×ぐ犯事由別）

表 6 警察から家庭裁判所への送致（男女別・ぐ犯事由別）

| 家庭裁判所への送致：* 虞犯事由別（・H27N=114・H28N=93） |             |             |              |              |             |             |              |             |                           |
|--------------------------------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|---------------------------|
|                                      | H27         | H28         | ①A           |              | ②B          |             | ③C           |             | ④D                        |
| 総数                                   | 114         | 93          | H27          | H28          | H27         | H28         | H27          | H28         | H27 H28                   |
| 女子                                   | 61<br>(100) | 41<br>(100) | 24<br>(39.3) | 11<br>(26.8) | 8<br>(13.1) | 9<br>(22.0) | 12<br>(19.7) | 8<br>(19.5) | 17<br>(27.9) 13<br>(31.7) |
| 男子                                   | 53<br>(100) | 52<br>(100) | 24<br>(45.3) | 20<br>(38.5) | 8<br>(15.1) | 9<br>(17.3) | 7<br>(13.2)  | 3<br>(5.8)  | 14<br>(26.4) 20<br>(38.5) |

①A: 保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年  
 ②B: 正当の理由がなく家庭に寄り附かない少年  
 ③C: 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りする少年  
 ④D: 自己又は他人の徳性を害する性癖のある少年  
 \* 警察庁少年課「平成27・H28年度中における少年の補導及び保護の概況」  
 ぐ犯少年学識別・年齢別送致(通告)人員133頁

表 6 は、「警察から家庭裁判所へ送致（通告）」したぐ犯少年の「男女別・事由別」人員数である（児童福祉法第 25 条, 少年法第 6 条 1 項）。実際には、少年審判を受ける少年のうち「ぐ犯少年」は数%に過ぎない。まずは、2015（平成 27）年度中に「警察から家庭裁判所へ送致（通告）」総数は、114 人で、「女子」が 61 人、「男子」が 53 人で、「女子」の方が多い。以下、「事由別」でみていく。

【①A 事由】の「保護者の正当な監督に服しない」は、「男子」が 45.3%で、「女子」が 39.3%と、男子が、6%程、高くなっている。

【②B 事由】の「家に寄り附かない」では、「男子」が 8 名 (15.1%)、「女」が 8 名 (13.1%) と、男子がわずかに高くなっている。

【③C 事由】の「不道徳な人とのつきあい、出入り」では、「女子」が 12 人 (19.7%) で、「男子」が 7 人 (13.2%) と、「女子」が、高くなっている。

【④D 事由】の「自己又は他人の徳性を害する」では、「女子」が 17 人 (27.9%), 「男子」が 14 人 (26.4%) と、「女子」がわずかながら高くなっている。

続いて、「2016 (平成 28) 年度中」の状況をみると、総数は 93 人で、「男子」が 52 人、「女子」が 41 人で、女子が前年度に比べ、12 人減った。以下、「事由別」でみていく。

【①A 事由】は、「男子」が 20 人 (38.5%), 「女子」が 11 人 (26.8%) と前年よりも「男・女」とともに減少し、特に、「女子」は、12.5%も減少している。

【②B 事由】は、「男子」が 9 人 (17.3%), 「女子」が 9 人 (22.0%) で、前年度と比べ、「女子」が 8.9%, 「男子」が 2.2%と、共に、上昇している。

【③C 事由】は、「女子」が 8 人 (19.5%), 「男子」が 3 人 (5.8%) で、女子は、前年度と比較しても変化はなかったが、「男子」は、前年度に比べ、7.4%, 減少している。

【④D 事由】では、「男子」が 20 人 (38.5%), 「女子」が 13 人 (31.7%) で、前年度に比べて、「男子」が 12.1%と上昇し、「女子」も 3.1%, わずかながら上昇している。【D 事由】の場合、特に、「不特定な不純異性交遊を繰り返すなど、そのまま放置すれば、非行その他、健全育成上の支障が生じるおそれのある行為」が上昇しており、この点は、「児童相談所への通告」でも同様で、「男・女」とも上昇傾向がみられる。

#### (4) 一般保護事件の終局人員 ～ぐ犯の態様別行為時年齢別～

表 7 平成 27 年度：一般保護事件の終局人員（内、ぐ犯少年の「事由と態様別・男女別」）

| 一般保護事件の終結人員のうち 痴犯の人員 N=224                                                                                                                                                    |        |               |         |         |                 |               |              |               |               |         |         |         |                |          |              |         |               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|---------|---------|-----------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------|---------|---------|----------------|----------|--------------|---------|---------------|
|                                                                                                                                                                               | 総<br>数 | ①持<br>ち出<br>し | ①怠<br>学 | ①怠<br>勤 | ③不純<br>異性交<br>遊 | ④凶<br>器携<br>帯 | ②家出          | ③不<br>良交<br>友 | ③盛<br>場徘<br>徊 | ④飲<br>酒 | ④喫<br>煙 | ④浪<br>費 | ③不<br>健全<br>娯楽 | ④けん<br>か | ①夜<br>遊<br>び | ②浮<br>浪 | そ<br>他        |
| 女                                                                                                                                                                             | 104    | 2             | 0       | 0       | 11<br>(10.6)    | 0             | 17<br>(16.0) | 1             | 0             | 0       | 0       | 0       | 0              | 0        | 1            | 0       | 72<br>(69.0)  |
| 男                                                                                                                                                                             | 120    | 2             | 0       | 0       | 1<br>(0.8)      | 0             | 5<br>(4.0)   | 3             | 0             | 0       | 0       | 0       | 1              | 1        | 2            | 0       | 105<br>(88.0) |
| ①保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年<br>②正当の理由がなく家庭に寄り附かない少年<br>③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかにわいせつ場所に出入りする少年<br>④自己又は他人の徳性を害する性癖のある少年<br>出所：司法統計：平成27年度 22一般保護事件の終局人員のうちぐ犯の人員*ぐ犯の態様別年齢別<br>全案数 |        |               |         |         |                 |               |              |               |               |         |         |         |                |          |              |         |               |

表 7 は、2015（平成 27）年度の「一般保護事件の終局人員」（内、ぐ犯少年の「事由と態様別・男女別」）に示したものである。

「ぐ犯事由と態様別」を当てはめると、【①事由】は、「持ち出し、怠学、怠勤、夜遊び」、【②事由】は、「浮浪」、【③事由】は、「不純異性交遊、不良交友、盛場徘徊、不健全娯楽」、【④事由】は、「凶器携帯、飲酒、喫煙、浪費、けんか」が、該当する。また、【その他】は、ぐ犯事由が複合的で混在し、かつ、従来の街頭補導では発見しづらいケースが含まれていると推測される。

2015 年の「事由別」の数から見ていくと、【①事由】は、女子が 3 人、男子が 4 人で、【②事由】は、女子 17 人、男子 5 人だった。【③事由】は、女子が 12 人で、男子が 5 人だった。その中でも「不純異性交遊」は、女子が 11 人で、男子が 1 人だった。男子 1 人がカウントされていることは、注視する点である。【④事由】は、女子が 0 人、男子は 1 人だった。【その他】については、女子が 72 人（69.0%）、男子が 105 人（88.0%）と、女子は全体の約 7 割、男子は、全体の約 9 割近くが「その他」となっている。

「その他」は、公表されていない為、不明な点もあるが、これまでの聞き取り調査で得られた情報を加えると、例えば、「家庭内において母親に繰り返

し暴力を振るう。」あるいは、「学校や施設において教師や職員に暴力を繰り返す。」といった、いずれも重大な傷害を負わせるような要保護性の高い事件や、「家出をして暴力団事務所で寝泊まりしながら電話番をしていたケース」、さらに、「人身取引事犯の被害者だったが、結果として加害者側の手伝いをするようになった」ケースなどが含まれている。

表 8 平成 28 年度：一般保護事件の終局人員のうち、ぐ犯少年の事由・態様別・男女別

| 一 一般保護事件の終結人員のうち 虞犯の人員 N=317 |        |               |         |         |                 |               |     |               |               |         |         |         |                |          |              |         |         |
|------------------------------|--------|---------------|---------|---------|-----------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------|---------|---------|----------------|----------|--------------|---------|---------|
|                              | 総<br>数 | ①持<br>ち出<br>し | ①怠<br>学 | ①怠<br>勤 | ③不純<br>異性交<br>渉 | ④凶<br>器携<br>帯 | ②家出 | ③不<br>良交<br>友 | ③盛<br>場徘<br>徊 | ④飲<br>酒 | ④喫<br>煙 | ④浪<br>費 | ③不<br>健全<br>娯楽 | ④けん<br>か | ①夜<br>遊<br>び | ②浮<br>浪 | その<br>他 |
| 女                            | 98     | 0             | 0       | 0       | 11              | 0             | 40  | 5             | 0             | 0       | 0       | 0       | 0              | 0        | 0            | 0       | 56      |
| 男                            | 219    | 4             | 1       | 0       | 13              | 0             | 26  | 9             | 0             | 0       | 0       | 1       | 0              | 1        | 2            | 2       | 146     |

①保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年  
 ②正当の理由がなく家庭に寄り附かない少年  
 ③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいけがわしい場所に入出入りする少年  
 ④自己又は他人の徳性を害する性癖のある少年

出所：司法統計：平成 28 年度 22 一般保護事件の終局人員のうち ぐ犯の人員 \* ぐ犯の態様別年齢別全案数

表 8 に示すのは、平成 28 年度の「一般保護事件の終局人員」（内、ぐ犯少年の「事由と態様別・男女別」）に示したものである。

総数は、317 人で、男子が 219 人、女子が、98 人だった。前年度の総数（224 人）より、93 人総数が増えている。司法統計をみると、「男・女」とともに、14 歳未満を含めて、17 歳までに集中している。低年齢化が指摘される中、「14 歳未満」については、「男子」が 146 人中 24 人、「女子」が、56 人中 6 人となっている。

事由別でみると、【①事由】は、「持ち出し、怠学、怠勤、夜遊び」男子 7 人、女子 0 人で、【②事由：家出・浮浪】は、女子 40 人、男子 28 人。前年度よりも「家出」が増加している。【③事由】は、「男子」23 人（不純異性交

遊 13 人、不良交友 9 人)、「女子」16 人(不純異性交遊 11 人、不良交友 5 人)で、男子の「不純異性交遊」と「不良交友」は、前年度より増え、女子より多くなっている。この点については、今回の分析で、わかった点である。

【④事由】は、女子が 0 人、男子は 2 人で「浪費」と「けんか」となっている。そして、【その他】については、「女子」が 56 人(57.1%、-11.9 減)、男子が 146 人(66.7%、-21.3 減)と、前年度に比べ大きく減少している。

## V 保護観察処分少年の不良措置(家裁への通告)

表 9 保護観察処分少年(一号観察)の不良措置

| 不良措置:(遵守事項を遵守しなかった場合に与えられる行政指導・行政処分)                     |                                 |                                                                                                                                                 |                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象                                                       | 措置・根拠                           | 概要・趣旨                                                                                                                                           | 基準(考慮要素)                                                                                                            |
| 保護<br>観察<br>処分<br>少年<br>(1<br>号<br>観<br>察)               | 警告<br>(更生保護<br>法 67-Ⅰ)          | ＊遵守事項の遵守を確保し、指導監督を一層効果的にし、社会内処遇の実効性を高めるための措置(行政指導であるため、行政不服審査法の審査請求の対象には当たらない)<br>＊少年の自覚を促し、自発的に生活態度を改める機会を付与                                   | ＊遵守事項を遵守しなかったこと、情状、保護観察の実施状況等<br>＊警告を発した日から起算して3か月間を「特別観察期間」とし、保護観察の実施計画を見直す<br>＊特別観察期間は延長可(延長1回当たりの延長期間の上限は3か月間)   |
|                                                          | 施設送致<br>申請<br>(更生保護<br>法 67-Ⅱ)  | ＊遵守事項を遵守しない場合は施設内処遇に移行させ得ることとして、遵守事項の重要性を制度上も明確にし、少年に対し、遵守事項を遵守することの意義を自覚させ、これを遵守しようという意欲を喚起し、その改善更生を図ることにつなげるもの<br>＊保護観察中の新たな事由の発生という事態をとらえた措置 | ＊警告に係る遵守事項を遵守しなかったこと、情状、警告後の保護観察の実施状況等<br>＊遵守事項違反の程度が重いかなど                                                          |
|                                                          | 家庭裁判<br>所への通告<br>(更生保護<br>法 68) | ぐ犯事由(少年法3-③)が判明し、このまま保護観察を継続したのでは、もはや少年の改善更生を期し難いと認められる場合に与えられる措置                                                                               | ぐ犯事由が認められると同時に遵守事項を遵守しなかったことも認められる場合には、少年の保護のため緊急を要する状態になく、保護観察によってその改善更生を図る余地があると認められる限り、家庭裁判所への通告に優先して警告を発することを考慮 |
| 出所:古山正成:平成29年5月31日(水)法制審議会 少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会 第3回会議 |                                 |                                                                                                                                                 |                                                                                                                     |

### （１）不良措置制度の意義

少年法 24 条 1 項 1 号では、保護観察処分の一つとして、「保護観察決定」を規定している（更生保護法 48 条 1 号）。いわゆる、「1 号観察」であり、それは、5 種類の保護観察のうち、約半分を占めている。保護観察は、少年の居住地を管轄する保護観察所がおこなう（更生保護法 29 条 1 号、60 条）とされ、その内容は「指導監督」と「補導援護」からなる（更生保護法 49 条 1 項）。

実施者は、保護観察官と保護司が担っている（更生保護法 61 条）。少年は、概ね、月 1・2 回の頻度で担当保護司を訪問して近況を報告することになっている（更生保護法 50 条 1 項 1 号、57 条 1 項 1 号等参照）。

保護観察処分中の遵守事項については、すべての少年は、法定の一般遵守事項を守らなければならないとされている（更生保護法 50 条 1 項）。1 号観察の期間は、原則、最大 20 歳まで、2 年（更生保護法 66 条）となっている。なお、処遇経過が良好であれば、保護観察所長は、「期間満了」に先立って「解除」することができる（更生保護法 69 条）。それでも、なお保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けることが出来ない少年については、不良措置等の移行措置がとられる。

不良措置制度は、保護観察の遵守事項の履行の担保を確保するという意味で重要な仕組みといえる。しかし、少年の状況を報告する立場にある保護司としては、不良措置制度は、一つの再非行抑止の手段にもなっている。その抑止機能を強調すれば、保護司と少年の間にある信頼関係は崩れかねない。例えば、面談日の約束を守らなかったり、寄り付かなくなったからといって、即、遵守事項違反として保護観察所に報告することには慎重にならざるをえない。

また、SNS 世代と言われる少年と、保護司の間には、世代を超える絆はあっても、通信手段のスキルには、大きな溝がある。その為、保護司は、「ぐ犯事由があることを確認することすら困難な場合がある」と聞く。まさに、彼らの SNS 上での姿の確認が難しく、ぐ犯要件を充たしているという情報も得られない場合には、保護司から保護観察所への報告は十分と言えないこともある。



## (2)不良措置制度の改正

保護観察処分少年(1号観察)の遵守事項違反に対処する措置手段は、2007(平成19)年の少年法改正前に存在していた。少年の改善更生に向け、「旧犯罪者予防更生法第42条第1項」には、遵守事項違反を繰り返す少年に対して、「新たなぐ犯事由が認められる時は、家裁へ通告することができる」として、「ぐ犯事由の存在」を要件とする内容が設けられていた。ただし、遵守事項違反を直接の理由として施設内収容処分に移す措置は、その当時、まだ設けられていなかったため、保護観察中の少年が、遵守事項の違反を繰り返し、保護観察官や保護司の指示を守らない事例が少なくなかった。

その問題がようやく解決に向かったのが、「少年法等の一部を改正する法律」(2007年11月1日施行)である。2007年改正少年法では、「少年法26条の4第1項」の条項が入ったことで、1号観察について、遵守事項違反による新たな不良措置の手続(警告→施設送致申請)が新設された(更生保護法第67条1項、2項、同法68条参照)。

表9に示すように、遵守事項を守らず、保護観察所の再三の指導にも従わず、不健全な生活態度が継続される場合は、不良措置として、①保護観察所長は「警告」を発することができる(更生保護法67条1項)。この「警告」は、保護観察の仕切り直しともいわれている。遵守事項を守らない少年に対し、これを守るよう少年の自覚を促し、自発的に生活態度を改める機会を与えるものである。そして、「警告」を発した日から起算して3か月間を「特別観察期間」として、指導監督を強化することになっている。

ただし、「警告」が発せられたにもかかわらず、さらに遵守事項に違反して、その程度が重大な場合は、②保護観察所長は、家裁に「施設送致申請」をすることができる(更生保護法67条2項)。

この申請を受けた家庭裁判所は、再び審判を開始し、保護観察処分では改善更生を図ることができないと認めれば、少年院送致等の保護処分となる(少年法26条の4)。

また、緊急を要する場合には、③「ぐ犯通告」がある（更生保護法 68 条）。この制度は、少年に新たなぐ犯行為があったと認められる場合に、保護観察所長から、家庭裁判所に「通告」することができる。

しかし、ぐ犯少年として家庭裁判所に送致するためには、少年法 3 条 1 項の要件を充足しなければならない。そこで、「家裁への通告」は、家庭裁判所との連携が必要になることや、保護観察所が行う「家裁への通告」に際して、家裁が、極めて、ぐ犯については厳格・消極的である。その為、必ずしも少年院送致等（少年法 26 条の 4）の決定がだされずとは限らない。ぐ犯少年の要件となる、ぐ犯事由と併せて、聞き取り調査から、「①緊急性の度合い、②改善更生の余地、③命にかかわるなど、改善更生がむずかしく、緊急を要する状態で、かつ、被害者保護の観点を含む」といったハードルを高い要件少年が想定できる。例えば、「母親への繰り返し暴力」や、「バイクを足代わりにし、ハンドルミラーを転売するなど繰り返した」事例が、それにあたる。緊急を要したケースとしては、「ヤクザの事務所に出入りし、薬物でボロボロになっていた少女を通告し、医療少年院送致となった。」というようなケースを、保護観察官からの聞き取り調査で知ることが出来た。

### （３）統計による不良措置制度の分析

近年では、保護観察対象少年の 7 割強が「解除」によって保護観察を終えている。また、一般遵守事項に加え、さらに「暴力団関係者との交際の禁止」、「就労等の継続」といった特別遵守事項（更生保護法 51 条 1 項）が付される少年もいる。それでも、保護司の姿勢としては、基本的には、保護観察中に、軽微な事案であれば、その少年がなぜ遵守事項を守れなかったのかの理由を解明して、保護観察による改善更生を図ることが、保護観察所への報告よりも優先されている。つまり、不良措置制度というのは、このような保護観察の基本的な在り方で運用がなされていることから、その件数は低くなるといえる。以下においては、保護観察処分少年の不良措置の推移等を統計で示しつつ、その運用の現状を明らかにしていく。

表 10 保護観察処分少年の不良措置の推移

| 保護観察処分少年(一号観察)の不良措置の推移       |           |       |       |                  |
|------------------------------|-----------|-------|-------|------------------|
| 件・人員数/<br>年度                 | 警告(件)     | 申請(人) | 通告(人) | 保護観察処分<br>少年(総数) |
| 2009(H21)                    | 158(6.0%) | 8     | 23    | 26,094           |
| 2010(H22)                    | 170(6.7%) | 24    | 28    | 25,525           |
| 2011(H23)                    | 172(7.2%) | 16    | 22    | 23,580           |
| 2012(H24)                    | 132(5.6%) | 14    | 14    | 22,557           |
| 2013(H25)                    | 135(6.5%) | 16    | 18    | 20,811           |
| 2014(H26)                    | 121(6.2%) | 17    | 16    | 19,599           |
| 2015(H27)                    | 99(5.4%)  | 9     | 7     | 18,202           |
| 2016(H28)                    | 65(4.0%)  | 7     | 11    | 16,304           |
| 出所：各年度ごとに発行される犯罪白書を参考に筆者が作成。 |           |       |       |                  |

2009（平成 21）年の犯罪白書から、保護観察処分少年の不良措置制度について触れた記述が書かれている（毎年「犯罪白書：第 3 編/第 2 章/第 5 節/3」を参照）。

表 10 で示すように、保護観察処分少年の推移をみると、2009 年の総数は、26,094 人だったが、年々、減少傾向が続き、2016 年の総数は 16,304 人と、1 万人も減少している。

改めて、不良措置制度の推移をみていくと、2009（平成 21）年は、「警告」が 158 件、「施設送致申請」が 8 人、「通告」が 23 人だった（平成 22 年度版）。

2010（平成 22）年は、「警告」が 170 件、「施設送致申請」が 24 人、「通告」は 28 人で（平成 23 年度版）、2011（平成 23 年）は、「警告」が 172 件、「施設送致申請」が 16 人、「通告」が 22 人だった（平成 24 年度版）。2012（平成 24 年）は、「警告」が 132 件、「施設送致申請」が 14 人、「通告」は、14 人だった（平成 25 年度版）。そして、2013（平成 25）年は、「警告」が 135 件、「施設送致申請」が 16 人、「通告」は 18 人で（平成 26 年度版）で、2014（平成 26）年は、「警告」が 121 件、「施設送致申請」が 17 人、「通告」が 16 人だった（平成 27 年度版）。

2015（平成 27）年は、「警告」が 99 件で、「施設送致申請」が 9 人、「通告」が 7 人で（平成 28 年度版）、2016（平成 28）年は、「警告」が 65 件、「施設送致申請」が 7 人、「通告」が 11 人となっている（平成 29 年度版）。

改めて、数字を並べてみると、不良措置に至る少年はわずかで、「警告」、「施設送致申請」、「通告」と数は少ない。特に、2016 年の「警告」は、保護観察処分少年のわずか 4.0%だ。さらに、「施設送致申請」、「通告」をみると、きわめて数が少ないため数字で変化を捉えるのは難しい。実際の運用については、ケース検討ができるだけの情報がないため、不透明な部分が多い。「施設送致申請」では、2010 年が 24 人と最も多く、2016 年は、一桁台まで減少している。

また、「通告」は、2010 年時に 28 人と最も多く、それ以降は減少し、2016 年は、11 人と二桁台に戻してはいるが数は少ない。

さらに、「警告」と「施設送致申請」の人数の違いをみると、明らかに差異が見られる。

その数字の差異を見て、いかに保護観察処分少年が、遵守事項違反を繰り返さず、踏みとどまった少年が多かったということである。この差については、一つの不良措置制度を読み解く鍵といえる。

換言すれば、「警告」という規定された手続を踏むことで、その後、遵守事項を守らなかった保護観察処分少年を、できるかぎり保護観察の枠内でとどめ、少年の改善更生を図ることが出来たということである。本来、不良措置制度は、少年院等に送致する目的でつくられた制度ではない。保護観察の基本的な考え方をかえることなく、その後の少年の支援に当たることが非常に重要となってくる。

その時の防波堤の役割を果たしているのが、保護司の存在である。少年と保護司が良好な関係も築いていきながら、保護司の誠意ある対応によって、実際に、「警告」のみで踏みとどまった結果が、表 10 示す数値にあらわれている。つまり、「警告」は、少年自身で自分の行いを気づききっかけを与え、次のステップとなる「施設送致申請」や「通告」に至ることなく、少年に遵守事項を守らせる一定の抑止力の効果を果たしているともいえる。

その時、少年の近くにいる保護司という存在は大きい。保護司は、少年に対し常に、温かい志をもちながら関与し、裏切られてもおお親身になって支え続けることを使命としている。保護司は、少年と月2回程度の面談を行っているが、少年の都合で深夜になることもあると聞く。また、少年がトラブルに巻き込まれた時には、深夜でも連絡を受けて、警察や病院に駆けつけることもある。それ以外でも少年が仕事を探す時には、ハローワークまで一緒に付添ったり、新たな職場にも一緒に挨拶に行くこともある。

また、少年の生活環境の支援にも付き合い、地域の民生委員と連携して行政の窓口につなぐなど、地道な支援活動が続けられている。

その様な支援あっても、「通告」に至る件数が、十数人毎年あることから、今回、筆者は2つの保護観察所で聞き取り調査を行った。A保護観察所では、「2015年、2016年に、各2人を通告をした」という。担当者のお話では、「居場所に落ち着きがなく、本人も行き場がない。」「就職しても、援助ホームを抜け出す、辞める。」、あるいは、「母親への暴力が止まらない。」、別の少年は、「保護観察中にバイクを足代わりにつかい、ハンドルミラーを転売するなどした。」、また、「別の少年は、性犯罪だったので・・・それぞれ少年院送致となっている。」といった話だった。

別の保護観察所の聞き取りでは、「緊急性の度合いと、改善更生の余地、このまま保護観察を続けて行く余地があるかどうかで、判断する」、「過去に、薬物の関係で、命にかかわる危険があった少女がいた・・・医療少年院となった通告事例があった」と話す。

更生に向けて支援をしている中で、「通告」に至るまでの経緯をきき、相当程度が重くなってしまった事例であり、保護司にとっても、保護観察官にとっても本意でない結果の末の決断が「通告」であり、緊急やむを得ない判断を下した措置といえる。改めて、ぐ犯送致の意義を保護観察の場で聞くことが出来た。

## VI 聞き取り調査を踏まえた考察

### （１）警察と児童相談所の通告の分析結果から

問題行動のすそ野が広がっている傾向にあることから、以下で、①非行の一般化と低年齢、②SNSの普及による変化する非行の傾向など、ぐ犯に関連し見出せた点と聞き取り調査を踏まえて考察する。

**① 非行の一般化と低年齢化** 警察から児童相談所の「通告」の分析結果をみると、「男・女」とともに、14歳、13歳の割合が高くなっていく。児童相談所の聞き取り調査でも、「ぐ犯相談は、14歳」、「触法相談は、13歳」が頂点といわれ、「思春期になり不安定さが増す時期でもあるから」という担当者からの回答だった。特定の少年に限った問題ではなく、今後も、この年齢層に集中する状況は、変わらないといえるだろう。

女子の場合は、JC・JKといわれ、14歳以上の女子に着目されがちだが、今回の分析結果からは、「11歳以下」の女子が、「警察から児童相談所」へ、「ぐ犯通告」される件数が増えてきている。その背景に親の変化を指摘する声があった。

ある女子の児童自立支援施設の少女の様子をみると、音楽系の習い事ができるような家庭で育ってきた児童が複数いる。ごく普通に学校生活を送ってきた児童が、万引き、対教師暴力、学校内のガラスを複数枚わる、家では、「母親に暴力を振るい、家庭内で暴れるなどを繰り返していた」ので、ただの「反抗期」ですまない事態になり、触法・ぐ犯事件となった。このようなケースは、少年法3条1項3号イ～ニの【イ：A事由】の「保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年」が減らない理由の一つである。

こうしたぐ犯少年に対して、児童福祉施設と少年院からの聞き取りの回答で共通していたのが、「保護者の変化」だった。「以前に比べ、子どもへの関心が薄くなったのではないか」、その一方で、「施設に毎日、あれこれ連絡してくる、過干渉な親が増えた」という印象を述べていた。「こうした親は、子どもよりも先回りして失敗しないように口を出し、コントロールしたがる。」「子どもは、自分の考えがあるのに指示ばかりされるので反発していく」という子どもの思いに気づかない親が多く、低学年から、「突然、口の利き方が

悪くなったり、部屋で暴れたりする」といった相談が児童相談所にくることが増えている。

ぐ犯要件の【ニ：D 事由】（「自己又は他人の徳性を害する」）が増えている。その背景には、校内暴力事件（対教師暴力、生徒間暴力、学校施設損壊）が増え、「少年が、小・中学校内で刃物を持ってくる」、「ガラスを割る」といった事案が増えている。

【ハ：C 事由】（不道德な人とのつきあい、出入り）と【ニ：D 事由】が混在しているなかで、低年齢化と性の問題に関連していえば、警察担当者は、「街頭補導だけでは、発見が難しく、ネット上での巧みな援助交際募集等の書き込みは多数みられ、無断外泊があっても、なかなか補導に至らないケースも多くある。」という。ただ単に性的に派手な行動をとっているというだけで、ぐ犯事由に該当するわけではない。それが【ニ：D 事由】の「自己の徳性を害する」ような行動であったり、かつ、荒れた生活態度などから、犯罪行為にまで発展するおそれがあるとき、ぐ犯性と結び付く立証ができるわけである。

今回の分析結果から、注視すべき点としては、「不純異性交遊」で、男子の増加がみられることから、女子固有の問題といった捉え方を見直す必要がある。

サイバー補導の調査結果でも、男子高校生の補導に至ったケースがあり、小学校時代に既に自分の性別に違和感を覚え、悩みを抱えている男子生徒だった。ネットパトロールによって、顕在化してきた部分ではあるが、少年サポートセンターの担当者からの聞き取りでは、「将来を見据えた、継続補導の難しい」、「セクシャルマイノリティについて、理解し尊重した体制が追いついていない」、「配慮のない発言を避けるためアドバイスの難しさから、十分寄り添った対応が難しいので継続補導はしていない」といった声がかかれた。この様な点は、潜在化していた問題が顕在化してきているだけに、早急に、具体的な支援方策の検討につなげる必要がある。

## ② インターネットの普及と課題 インターネットの普及により

児童が所持するスマートフォン等の普及により、交友関係が広域化し、サイバー補導で指摘されているような援助交際を含めて、年齢差のある大人と共に行動するなど、保護者や学校等が把握することが困難な状況の場合もある。

また“自撮り被害”の防止に向けて、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の一部を改正する条例が2018年2月1日施行された。SNSでは、自撮りをした画像をアップすることが容易で、共有化している。子どもたちに抵抗感がなくなっているため、SNS上で知り合った相手と安易な要求でわいせつな画像を撮影・送信するのがほとんどといわれる自撮り被害である。

これまでは、SNSをきっかけに被害が発見された段階で、低学年の場合は、家庭や学校内の指導にとどまっていたと考えられる。それだけに、小学校低学年の事案の検証を行い、要保護児童対策地域協議会等において、警察や児童相談所が初期の段階から早期発見・早期介入することが、急務である。警察と、児童相談所、そして、学校といった関係機関の処理の仕方についても、顔の見える関係づくりと、少年サポートセンターと児童相談所の連携（例えば、少年サポートチームの編成等を視野に入れて）が益々必要になってくるだろう。

他にも、「なりすまし投稿による誹謗中傷」、「著作権・肖像権侵害」、「個人や学校などへの脅迫行為」などに、法整備も始まっているが、少年の場合は、軽い気持ちでやっていたことが、単なる悪ふざけとはいえないケースが増え、中・高生の児童ポルノ製造事件が増加している。特別法犯少年として書類送検されている事件もある<sup>(3)</sup>。

また、ぐ犯女子少年の数が減っている県警も多く、本来、ぐ犯少年として送致できる可能性のあったケースを送致はなかったということはなかったか、疑問が残る。ぐ犯少年として送致された者の中には、身体的、精神的にも重大な結果をもたらすことになる。例えば、ネットで知り合った人に誘われ、家出をし、遠距離に移動し居場所の特定が遅れ、発見しにくいことや、その状況の中で、不純異性交遊や触法行為など繰り返し、ぐ犯性を高めているケースがある。又は保護を求めたくても自力で逃げだすことが難しい福祉犯の被害者（特に、人身取引認定された被害者）が含まれる。特に、このようなケースの場合、広域ゆえに、警察も発見が難しく、少女等から保護を求める



情報が警察に入らない限り、発見されるまでに時間がかかり事情によっては、被害者保護した後に、ぐ犯送致されたケースもある。ある人身取引事犯のその後については、保護した県警から、少年の最善の利益を考慮し少女の帰住先となる家庭裁判所での試験観察、審判等が行われている。ただし地元の児童相談所、児童福祉施設、少年サポートセンター、保護観察所等の連携が、どこまでされているのかなど、把握が難しいこのようなケースの場合は、再非行しない体制が求められる為、地元での支援体制が追いかけていないことが課題といえる。

まさに、街頭補導とサイバー補導の両輪が求められる。スマートフォンや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の情報手段が急速に普及する中で、SNS 世代の彼らは、直接同じ場所に集まらなくても情報交換し、空間を共有することができるようになった。その為、彼らは、費やすエネルギーも分散化されていくなかで敏感で流動的である。しかし例えば、性的に興味の出てくる年頃の少年の中には、児童ポルノ製造の疑いなどで書類送検されるという事件や、ネット上に拡散させる行為など、警察のネットパトロールなどより発見されてはじめて学校関係者や、保護者が気づくことばかりである。それでもなお一部の研究者や実務家からは、少年法のぐ犯少年の扱いも、そのまま適用されることに対して、「子ども非処罰原則が揺るがされている」といった提言が出されている。しかし、ぐ犯少年の意義を考えれば、原則、保護の観点から必要な場合がある。

## （２）警察と児童相談所の連携

近年、警察から児童相談所へのぐ犯・触法通告・相談の割合が増加している。警察から児童相談所へのぐ犯通告人員は、2015 年が 975 人、2016 年が 971 人で、家裁送致人員（2015 年 114 人、2016 年が 93 人）と比べて、その数は大きい。

その背景には、いくつかの要因が考えられる。その一つが、児童虐待対応において、面前 DV 被害の通告件数が年々増加し、警察と児童相談所の連携

が強化されている。最近では、各地で警察主導での合同実践訓練など積極的に実施されるようになり、つながりが深くなっている。

また、少年警察活動が従来の街頭補導からネットパトロールを積極的に実施する中で、触法行為だけでなく、ぐ犯行為や要保護児童を認知する機会が増えたことなど児童相談所への通告にも影響していることや、児童相談所への警察関係者の人事の変化もある。

こうしたなかで、「警察と児童相談所との非行事案の連携」については、特に、「ぐ犯通告事案における処理について」、昨年から児童相談所へ聞き取り調査を実施した際の回答は、以下の通りである。例えば、「児童相談所に通告する事案と通告されない事案との違い」や、「警察から、家庭裁判所へ送致されるケースと、児童相談所へ通告されるケースの判断基準を知りたい」。警察からの「通告理由が、要保護か、ぐ犯通告なのかの判断基準が曖昧である」、それなのに、「比較的軽微とも思える非行事実で通告を受けることがあり、警察の意図がつかめないことがある。」、さらに、「保護観察中の児童についてぐ犯通告を受けることがあるが、通告後の調査の中で警察署から保護観察所等へ連絡が取られていないことが判明することがある。警察署と保護観察所との間で連携はどのように取られているのか。」といった警察と児童相談所、そして保護観察所の非行事案の処理の基準の不透明さが指摘され、明確化と強化が求められている。

今般の児童福祉法改正による動向の変化でいえば、2016（平成28）年10月から、児童相談所設置自治体は、児童相談所に弁護士を配置することとされ、これが難しい場合には、弁護士の配置に「準ずる措置」を行うこととされている。「準ずる措置」とは、・ ・ ・例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等を想定している。こうした動きの中で、先駆けて職員として弁護士を採用した政令指定都市のA市の児童相談所では、ぐ犯処理が円滑に進み、少年少女にとって必要な処理（送致）が増えたという報告もされている。今後このような動きが増えることになるのかは、注視していきたい。

### （３）警察と家庭裁判所の連携

警察と家庭裁判所では、日常的な連携が円滑に行われるように、毎年１回程度の連絡協議会を各都道府県単位で、開催しており、日常的な事件処理上問題となったケース等について、具体的かつ率直な意見交換や協議を行っている。しかし、年１回程度で、顔の見える関係がどこまで作れるのかは期待するしかない。その場で、かわされる情報提供や、実務時には、ぐ犯事件の送致に関する事項についても取り上げられており、ぐ犯送致の処理手続を円滑に動かすには、ぐ犯調査の報告が重要となってくる。家裁は「ぐ犯性の要件」を送致書に書くことが求められているだけに、打診の段階での口頭は通用しないが連携は必要といえる。

特に、将来犯罪を犯すおそれ（ぐ犯性）については、立証が難しいので家裁が認めないからといって付度してしまい、送致を躊躇してしまえば、実際、今、眼の前にいる少年を放置するに等しい結果を招くことになりかねない。

少年法は、非行少年の保護を目的とするので、従来から犯罪行為や触法行為を犯す前段階で、ぐ犯行為をしている少年を保護の対象にしてきた。大正少年法においても、ぐ犯少年を対象にしていたが、現行少年法が制定された時、その壁が高くなった。家庭裁判所は、ぐ犯の恣意的認定を避けるために、ぐ犯事由が規定された。そこで、今では、ぐ犯事由があり、ぐ犯性が認定された事案に限り、家庭裁判所は、ぐ犯として審判の対象にしている。以前は、ぐ犯性の認定は甘かったので、多くの事案がぐ犯として認定され、保護処分に附されていた。しかし今もなお、少年法を刑事法の延長で考える一部の研究者や弁護士は、ぐ犯認定の厳密化を要求し、家庭裁判所の裁判官は、将来の一定の犯罪行為や触法行為の類型的な虞の認定ができない事案は、保護処分に附さないことにより傾いてしまった。したがって、非行事実の認定には、人権保障的見地から、やはり司法的機能を重視せざるをえないとする考え方が、司法関係者の間で根強くあるなかでは、現在の家庭裁判所の方向性もまた、教育的機能が大幅に後退し、審判手続での刑事裁判化的傾向が進んでいるといえる。

警察庁がまとめた、古い調査結果ではあるが、「少年警察活動規則に関するアンケート結果まとめ」（平成 16 年 5 月 31 日付）の中で、ぐ犯少年の判断について、「ぐ犯事件について、家庭裁判所の判断が厳格であり、送致を控えることがある」、「ぐ犯として扱っても“非行なし”事案のようになるおそれから、送致しないことがある」、「最近ではぐ犯の送致はやっていない。現在の状況でやるとしたら、かなり迷うのではないかと思う」といった意見が記載されている。これらの意見は、最前線で働く少年警察活動の現場の声である。

警察の少年担当課が縮小されつつあるなかでは、ぐ犯調査を含めて、委縮したままでは警察から積極的に、家庭裁判所へぐ犯送致は、難しいといえる。しかしある県警では、最近の人身取引事犯の事件で、被害者保護の観点から、家庭裁判所にぐ犯送致し、その少女は、少年院送致となっている。聞き取りでも、「年齢が高く、非行性が重く、要保護性の高い少年」は、児童相談所も、警察から家庭裁判所へといっている以上、児童福祉施設では、受けられない旨の書面をつけて、警察から、家庭裁判所へ送致すべきであると考え。その役割は、今後、児童相談所で仕事をしている弁護士や警察官が処理に関与していくことでよいと考える。

## おわりに

本論文では、少年法で規定する「ぐ犯」の意義を明らかにして、少年司法におけるその運用の実態を分析した。また、保護観察処分少年の不良措置（家裁へのぐ犯通告）の意義と、その運用の実態も併せて明らかにした。最後には、筆者が行った聞き取り調査の結果を踏まえて、現在の非行の一般化現象と、インターネットの普及による非行形態の変化を分析した。それを踏まえて、警察と児童相談所の連携、及び、警察と家庭裁判所の連携の在り方を考察した。

少年法の保護主義を充実させるには、「ぐ犯」事案を適切に運営することが必要である。現在は、家庭裁判所の刑事裁判化によって、打診の窓口となる

家庭裁判所調査官の腰も重く、家庭裁判所の裁判官は、「ぐ犯」に認定を厳しくしているので、「ぐ犯」事案は減少をつづけている。

他方、新たな脱法薬物などに耽溺、頻回の自傷行為がある少年も発見されている。そして、特別法犯の対象になるのが、「ネットに誹謗中傷を書き込み」、「リベンジポルノを拡散」、「自画撮りのポルノを流出」（「彼氏のため」、「お小遣いのため」といった理由が多い）等々、特別法犯と同様に、ぐ犯の「その他」の項目に該当する。又、以前に比して、親の監護態勢が不明確なため、正当な監護に服さないといった理由があげづらく、昨今のプチ家出といった事例が多く、ぐ犯事由の「自宅に寄り付かない」といった理由もあげづらくなっている。しかし、近年の SNS の普及により、遠方の人や知らない人と知り合う機会も増え、巧みに組織的な受け皿が用意されているなど、親たちの知らないことが増えた。こうして、SNS の普及により、非行は一般化しており、犯罪行為や触法行為にいたらなくても、「ぐ犯」事案は潜在化しているだけである。少年の「最善の利益」のためには、現状を踏まえた上で少年の保護の観点から少年法で規定している「ぐ犯」の積極的適用が望まれる。

#### 注

（１）実態を踏まえた主な論文としては、後藤弘子「虞犯少年に関する一考察—女子虞犯少年の実態調査をふまえて—」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 25 号（昭和 62 年）pp.3-24 田中勤「深夜の繁華街における虞犯少年の社会医学的研究」『日本社会医学研究』第 27 巻 2 号（2009）pp.35-44、弁護士石川恵美子「虞犯とその取扱上の問題点」『犯罪社会学研究』第 12 号（1987）pp.23-43、元家裁調査官の速水洋「虞犯少年の実態と保護」『犯罪社会学研究』第 12 号（1987）pp.44-66、小川 三千男 他「家出を通して見た家族関係—女子少年のぐ犯事件に見られる家出を中心に」『調研紀要』／最高裁判所家庭裁判所調査官研修所 編（63），1994，pp.66-102、少年矯正からは、宮下智允「女子少年のぐ犯事件を考える—売春女子少年の鑑別事例から—」犯罪と非行 94 号（1992 年）pp.46-63、猪間 徳子「共時性を強く感じたぐ犯少女 0 子のケース（少年院仮退院を考える<特集>）」『更生保護と犯罪予防』 28(4)，1994，pp.27-48。

（２）「付添人プラクティス報告」LIBRA Vol.7 No.6 2007/6，pp.28-29

(3) 愛知県警少年課は、2018年8月17日、友人の少女に裸を自撮りさせ、その動画を無料通信アプリ LINE (ライン) で同級生らに送信し拡散させたなどとして、児童買春・ポルノ禁止法違反(製造、提供、公然陳列)などの疑いで、いずれも同県在住の無職少年(16)と、15、16歳の高校生男女13人の計14人を書類送検した(2018年8月17日日本経済新聞中部版)。14人は全員が容疑を認め「個人でやりとりするだけならばれないと思った」「知らない人の動画なので拡散しても自分は困らないと思った」(2018年8月18日東京スポーツ)。

#### 参考文献

- ・大貝葵「非行少年への多様かつ重畳的な保護の構築の必要性(2・完)」大阪市立大学法学雑誌 58巻2号(2011年) p295-
- 廣瀬健二編集代表『少年事件重要判決 50 選』立花書房, 2010(平成 22) 年
- ・石川恵美子「虞犯とその取扱上の問題点」『犯罪社会学研究』第 12 号 1987 p.37
- ・少年実務研究会編著第 5 刷『少年事件捜査等一件書類作成の手引き』立花書房, 平成 28 年
- ・小西暁和「虞犯少年」概念の構造『早稲田法学』(1) 79(3)pp..123-139, (2)80(1)pp.111-130, (3) 80(4)pp..185-208 (4) 81(1)pp..91-123 (5) 81(4)pp..289-330 (6・完) 82(1)pp..121-164